

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の指定施業要件の変更(2件)(治山林道課)	1
○道路の区域変更(道路課)	1
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定(建築指導課)	1
公告	
○土地改良区の役員の就退任(2件)(農業基盤課)	1

告 示

高知県告示第644号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年10月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町入野字横濱123の1(次の図に示す部分に限る。)、123の12
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第645号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年10月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
幡多郡黒潮町入野字横濱123の1(次の図に示す部分に限る。)、123の12
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び黒潮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第646号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成21年10月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年10月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 前浜植野
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町須江字二町地136番1地先	前	7.5 }	21
	後	14.5 }	21
		15.2	

高知県告示第647号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、道路法(昭和27年法律第180号)による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成21年10月27日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市後免町二丁目15番7地先	南国市後免町二丁目9番地先	14.60 }	84.50
		25.00	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中村市国営土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年10月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	西内 幸好	四万十市竹島3673-13
〃	町田 光伸	〃 鍋島1088
(就任)		
理事	宮村 成昭	四万十市竹島3430-1
〃	安岡 俊一	〃 鍋島1396-1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大野土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成21年10月27日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	齊藤 仁信	安芸郡安田町東島 441-1
〃	村田 秀作	〃 田野町 3241
〃	坂本 二雄	〃 〃 3193
〃	坂本 輝男	〃 〃 3146
〃	清岡 正之	〃 〃 2377-1
〃	西山 市郎	〃 安田町東島 835
〃	中島 瑞夫	〃 〃 3379
監事	齊藤 誠士	〃 〃 442-3
〃	加藤 英夫	〃 田野町 3796
〃	常石 和彦	〃 〃 3174

(就任)

理事	齊藤	仁信	安芸郡安田町東島	441-1
〃	村田	秀作	〃 田野町	3241
〃	坂本	二雄	〃 〃	3193
〃	坂本	祐一	〃 〃	3185
〃	清岡	正之	〃 〃	2377-1
〃	近森	明夫	〃 〃	3900-3
〃	西山	市郎	安田町東島	835
〃	中島	瑞夫	〃 〃	622-1
監事	齊藤	誠士	〃 〃	442-3
〃	加藤	英夫	田野町	3796
〃	坂本	輝男	〃 〃	3146